# 宮崎県教育情報通信ネットワーク（教育ネットひむか）の利用機関の範囲

1　宮崎県教育情報通信ネットワーク（教育ネットひむか）運用要綱の第９条は以下のとおりである。

（利用機関の範囲）
第９条　利用機関の範囲は，次のとおりとする。
(1) 県立の学校及び学校以外の教育機関
(2) 県内の市町村立の学校及び学校以外の教育機関
(3) 県教育委員会事務局及び市町村教育委員会事務局
(4) 前各号に定めるもののほか，県教育委員会が適当と認める機関

2　宮崎県教育情報通信ネットワーク（教育ネットひむか）の利用機関の範囲の解釈と運用状況は次のとおりである。

(1) 県立学校及び学校以外の教育機関
・　県立学校　　・・・・　県立高等学校，特別支援学校，中等教育学校

(2) 県内の市町村立学校及び学校以外の教育機関
・　県内の市町村立学校　・・・・　市町村立学校
・　学校以外の教育機関　・・・・　市町村の教育研究機関
○　現在利用している機関
高原町教育研究所
日向市情報教育センター　等

(3) 県教育委員会事務局及び市町村教育委員会事務局
・　県教育委員会事務局　　・・　県教育委員会
・　市町村教育委員会事務局　・・　市町村教育委員会

(4) 前各号に定めるもののほか，県教育委員会が適当と認める機関
・　県立学校及び市町村立学校の県単位での各教科等研究部会など。ただし，部会長は県立学校及び市町村立学校の管理職であること。
○　現在利用している機関
教育研究会社会科部会（小学校）
宮崎県中学校教育部会（技家）
高等学校教育研究会理科部会
宮崎県小学校教育研究会情報教育部会
宮崎県中学校教育研究会情報教育部会
宮崎県高等学校文化連盟
教育研究会事務部会（高校）　　等